

第58号議案

教育委員会委員の任命につき市議会の同意を求めることについて

本市教育委員会の委員に，次の者を任命したいので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により，市議会の同意を求める。

平成24年9月4日提出

芦屋市長 山 中 健

記

住 所

氏 名 浅 井 伊都子

提案理由

白川 蓉子委員の任期が，平成24年10月1日をもって満了するため，次期委員を任命しようとするもの。

参 照（第 5 8 号議案及び第 5 9 号議案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

（組織）

第 3 条 教育委員会は、5 人の委員をもつて組織する。（後略）

（任命）

第 4 条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち委員の定数の 2 分の 1 以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第 1 項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 4 7 条の 5 第 2 項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。